

第83号

平成29年1月1日発行

衛生検査所業

規約の遵守で 正常な商慣習を

編集・発行

衛生検査所業  
公正取引協議会東京都千代田区紀尾井町3番27号  
剛堂会館ビル3階  
TEL&FAX (03) 3263-2440

# 公取協ニュース



消費者庁 表示対策課長  
大元 慎二



新年明けましておめでとうございます。平成29年の新春に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

衛生検査所業公正取引協議会及び会員各位におかれましては、長年にわたる公正競争規約の運用に御尽力いただき、また、消費者庁の消費者行政に対する御支援と御理解を賜り、改めて御礼を申し上げます。

消費者庁は、今年、発足から9年目を迎ますが、消費者行政の司令塔として、引き続き、消費者が主役となって、安心して安全で豊かに暮らすことができる社会の実現に向けて、様々な課題に取り組んでいるところです。

この場をお借りして、最近の取組みを御紹介させていただきますと、景品表示法の運用につきましては、本年度はこれまでに措置命令を10件行っております。このうち、9件は小顔矯正の役務提供に関する件、1件は、フライパンの表面処理加工に関する件でいずれも優良誤認事案でした。景品表示法については、昨年4月から不当表示に係る課徴金制度が施行されているところ、これまでのところ、課徴金を命ずる事案はありませんが、同制度を含め、引き続き、景品表示法に違反する行為に対して厳正に対処してまいりたいと考えております。

そのほか、昨年の消費者庁の取組みとしては、食品表示の関係で加工食品の原料原産地表示制

度のあり方等複数のテーマについて検討していました。また、昨年6月には高齢化など社会情勢の変化に応じて消費者利益の保護を図るため、消費者契約法及び特定商取引に関する法律についてそれぞれ一部を改正するなど、多種多様な取り組みを行ってきております。

さて、医療業界に目を向けると、現代の医療現場においては、迅速かつ高精度な検査データは必要不可欠であり、これを担う衛生検査所業界の健全な発展は、多くの一般消費者に提供される医療サービスの内容を左右する重要な要素の1つとなっていると考えております。このような業界において、貴協議会の「衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」が適切に運用されることにより、衛生検査所業者と医療機関等との適正な取引が確保され、ひいては一般消費者に対する良質な医療サービスの提供につながることとなります。

貴協議会におかれましては、今後とも引き続き、公正競争規約の厳正かつ的確な運用を通じて、医療機関等と衛生検査所業界の取引の適正化に努めていただくようお願いするとともに、消費者庁としましても、その活動を積極的に支援してまいりたいと考えております。

最後になりますが、貴協議会の益々の御発展と会員の皆様方の御健勝を祈念いたしまして、私の年頭の御挨拶とさせていただきます。

# 年頭所感



## 規約の遵守にてより一層の 適正競争の確保を

衛生検査所業公正取引協議会  
会長 江川洋



会員の皆様におかれましては、恭しく新年を迎えたことと拝察いたします。しかし、昨年は、各地で長期にわたる大地震、大雨による大水害等、今までに例のない大災害が勃発し、その影響が今なお多くの皆様を苦しめ、各地・各所に爪痕が残っていることを思いますと、改めて1日も早い復旧・復興を願わざにはおれません。

新しい年を迎え、当業界においても課題は決して少なくはありません。長年取り組んできた臨床検査技師等に関する法律及び医療法の一部改正の実現。議員連盟の拡大。日本の人口の減少と益々進む高齢化による検査実施料への影響懸念。さらに延期されていた消費税10%への引き上げも控えています。

公正取引協議会の活動は、医療機関に対し業界で定め消費者庁長官と公正取引委員会の認定を受け、医療器材等を無償で提供することを禁止するという公正競争規約の徹底と規約違反行為に対する調査・指導を行っています。公正競争規約は、当業界自らが業界の正常な商習慣を構築するために当業界として最も相応しいルールを決めているわけです。このルールが守られなければ業界の正常な商習慣の実現にとって損失になってしまいます。また業界では、この公正競争規約の遵守を営業の原則として位置付けております。この規約遵守により、事業者間の

公正な競争を実現することに通じます。幸い、ここ数年の真空採血管の無償提供禁止活動は会員皆様の努力により顕著に進行し、昨年度からは、それ以外の不当な景品類の提供の禁止活動も合わせて注力することで、広い分野での自浄作用も現れるようになってきました。

このような状況の中、昨年は誇らしい話題がございました。当衛生検査所業公正取引協議会は、「衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」の運用として、昭和59年10月に設立され、会員の皆様の規約遵守・定着活動を推進してまいりました。これまでの活動が「景品表示適正化功績者」として内閣府特命担当大臣（消費者庁担当）から表彰を受けました。

私は、会長就任当時より衛生検査所業界において規約違反を「しない」「させない」「認めない」の合言葉を提唱し、規約遵守活動に邁進してまいりました。今年もこの合言葉を継続し、内閣府特命担当大臣からの表彰に恥じぬよう、より一層規約の完全遵守を定着させ、そして、衛生検査所業界の適正な競争・商習慣を確立し、社会に貢献してまいりたいと決意しています。

この一年も、会員の皆様にとって実りの多き年となりますように、また、臨床検査業界がますます発展することを祈念して、年頭のご挨拶とさせていただきます。

## 医療機関等への寄付金・協賛金等について

医療機関、医師会、学会への寄付金、協賛金等に関する事項について、公正競争規約上の考え方を取りまとめ整理したので、お知らせします。

これに伴い、公正取引協議会のホームページ

(会員専用ページ)に掲載していた平成26年8月現在の「公正競争規約に関するQ&A」の関係部分を修正し、平成29年1月現在のものを掲載したのでご活用ください。



### 【公正競争規約上の景品提供制限の基本】

#### Q1 当業界の公正競争規約における景品提供制限の基本的な考え方を問う。

- A 規約により、衛生検査を行う者は医療機関等（医師、役職員を含む）に対して、原則として景品類（物品、金銭、きょう応、便益、労務など）を提供してはならないとされています。  
そして、例外的に①自社の衛生検査の利用に際して必要な容器類又は便益を高めるような物品の提供、②短期間のテスト検査の提供、③自社の衛生検査に関する資料等の提供、④平成13年10月施行の「運用基準」に規定している自社主催の慣例的な親睦会及び記念行事並びに医療機関等の主催する施設全体の記念行事に際しての「華美、過大にわたらぬ範囲」での景品類の提供は規約による制限を受けないとされています。  
したがって、これら①～④に該当しないような物品、金銭その他の経済上の利益を医療機関等に提供することは規約に違反することになります。

### 【医療機関が主催する親睦会等の費用負担】

#### Q2 医療機関が主催する親睦会等に際し、その費用を負担したり、援助することは可能か。

- A 平成13年10月施行の「運用基準」において、  
(1) 医療機関の施設全体で行う落成記念や開設〇〇周年記念などの行事であって、他の業界や社会一般にも広く認知されている行事に際して提供する「華美、過大にわたらぬ範囲」での景品類の提供は、例外として、規約の制限を受けないとされています。  
しかしながら、教授退官記念等の院内組織（診療科、医局等）が中心となって行う記念行事は、社会一般に広く認知されているとはいえず、規約の制限を受けることになります。  
なお、規約の制限を受けないこととされている医療機関の施設全体での行事における金銭の提供であっても、社会的批判や誤解を受けないよう行事内容を確認できる文書（案内状、領収証など）を入手しておく必要があります。  
(2) 次に、医療機関やその院内組織の主催する忘年会、新年会、賀詞交歓会などの親睦会に際して景品類を提供（経費の援助を含む）することは、規約の制限を受けるとされています。  
なお、規約は、懇親会に参加すること自体を制限しているものではありませんので、実費相当額を負担して参加するのであれば景品類には該当せず、規約による制限は受けません。ただし、実際には参加する予定がないにもかかわらず、参加費を支払うことは規約上の問題が生じます。また、参加費を名目にした不当な金銭提供と誤解されないためにも、案内状や領収書を入手しておく必要があります。

### 【医師会、学会等への寄付】

#### Q3 医師会、学会などの団体への「寄付金」の提供について、公正競争規約上の考え方を問う。

- A (1) 医療機関等を会員とする団体や医療担当者等個人を会員とする学会等の団体であっても、これらの団体自体は、衛生検査を委託することはありませんので、公正競争規約第3条でいう「医療機関等」には該当せず、原則として規約の適用対象となりません。  
(2) 次に、「寄付」については、本来、取引に関係なく無償で提供されるものであり、取引誘引の手段として行われる景品類の提供と結びつかないものであり、正当な寄付は景品類には該当しません。  
しかしながら、寄付を名目にしていても、本来の趣旨から逸脱し、医療機関等又は医療担当者等に対する不当な金銭の提供（団体を経由した間接提供）となりやすいので注意する必要があります。  
例えば、寄付であっても、団体が行うゴルフコンペ等の親睦のみを目的とする催しへ充当される場合は、その団体の本来の事業活動に該当せず、また、学会等の開催に際し、参加者個人が負担すべき費用（懇親会費、交通費・宿泊費等）に充当される場合は、参加者に対する「費用の肩代わり」となり、正当な寄付とは認められません。  
さらに、割当て、強制によるものは寄付とは認められず、不当な景品類の提供に該当します。  
なお、正当な寄付であることを明確にするため、①団体の会則、②募金趣意書、③収支予算書、④決算報告書等を入手しておくことが必要です。

#### 【病院の開業広告への協賛広告料の負担】

**Q4** 新規にオープンする病院の開業広告に協賛した経費負担等の広告料について、公正競争規約上の考え方を問う。

**A** 広告料は、広告宣伝という役務の対価として支払う金銭であり、それ自体は景品類には該当しません。ただし、広告料に名を借りた金銭提供になっている場合には景品類に該当し、規約で制限されます。

例えば、医療機関が、作成し配布する機関紙、研究誌等に衛生検査会社が広告（社名広告も含む）を掲載し、その広告料として相応の対価を支払う限りにおいては、景品類に該当せず規約の制限を受けません。また、医療機関等が病気の治療、予防の教育用に作成し、患者や健康診断受診者等の多数の者に配布する印刷物等の広報用資料に広告を掲載する場合も同様と考えられます。

しかし、本来医療機関が自ら費用を負担して作成すべき設備、物品（待合室の椅子、テレビ等）の費用を検査会社に肩代わりさせるため、形式的に検査会社の社名を掲載している場合は、広告料名目での支払いであっても、規約に違反する金銭提供に該当します。なお、医療機関内でもっぱら使用される印刷物（職員録など）に検査会社名が記載されるとしても、これらは広告媒体とはみなされませんので注意が必要です。

広告料が妥当であるか否かについては、広告募集案内等により①媒体名、②媒体趣旨・内容、③発行部数、④広告対象（配布対象）、⑤広告スペースごとの料金・募集事業者数、⑥申込先等により確認する必要があります。

## 規約遵守強化月間実施状況

## 1. 改訂版パンフレットの作成配布

規約の根拠法である景品表示法が改正されたことを機に、「公正取引協議会のご案内」（パンフレット）の内容を刷新し、8月に改訂版を発行した。配布：会員事業者・地区協議会事務局・都道府県医師会・郡市医師会等・関係行政機関・関係団体（病院会等）。

## 2. 会員向け研修会・説明会の開催



規約遵守強化月間として、8月には規約遵守状況調査を行うとともに、強化月間期間内で規約の完全遵守に向けた研修会を開催した。今回は、開催希望のある地区協議会での開催とした。規約と関係法令との関係を明らかにし、より身近な存在とすることを目的とし、①独占禁止法の概略について②規約の法的位置づけについて③規約の完全遵守への取組み状況について等を

主題として実施した。開催：関東甲信越地区4支部合同・関東甲信越地区7支部合同・東北地区・中国地区・近畿地区。なお、1月には四国地区的開催も予定されている。

### 3. 規約遵守に向けた業界誌広告

真空採血管の無償提供禁止活動に絞った活動は会員の積極的な活動によりかなりの成果が出てきている。そこで昨年度より、規約で提供が禁止されているすべての景品類を対象に違反行為の防止に取り組んでいる。本年度も一部デザインを変更して規約遵守を訴える新たな広告を複数の媒体に掲載している。

編集後記

米国の大統領がトランプ氏に決まりました。これで日本も自国の安全

平和は当然ではなく、自国で守ることを認識することになります。しかし米国は絶対に無視できない強国です。我々の業界も自力で守るため、伊達先生・宮島先生が強固な力に挑み続けていただいている。我々も自社を守るために自浄努力を続けていかなければなりません。 @K